

東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、大地震災害から町民の生命及び財産の保護を目的とし、補助金の交付に当たっては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下の在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋及び共同住宅（これらについて店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次の耐震診断をいう。
 - ア 町が実施する無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
- (3) 判定値 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等を含む改修工事をいう。
- (5) 補助事業者 旧基準木造住宅の耐震改修工事に係る補助事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られるものを含む。）
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事（1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る。）とする。ただし、同一人について、同一敷地内における住宅1棟限りとし、同一敷地内において東浦町民間木造住宅耐震改修費補

助金又は東浦町耐震シェルター整備費補助金の交付を受けている建築物がなく、かつ、同一敷地内において東浦町民間木造住宅解体工事費補助金の交付を受けて建築物を解体していないものに限る。

(1) 第2条第2号ア又はイにおいて判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、工事後の判定値が1.0以上になることが見込まれる耐震改修工事

(2) 第2条第2号イにおいて得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、工事後の判定値が1.0以上になることが見込まれる耐震改修工事

(補助金の額)

第5条 耐震改修工事に係る1戸当たり(長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり)の補助金額は、別表のとおりとする。

2 前項で計算された1件あたりの町補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該耐震改修工事の着手前に町長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(第2条第2号に規定する耐震診断に限る。)

(2) 耐震改修工事計画書

ア 案内図、平面図

イ 補強計画図その他補強方法を示す図書

ウ 耐震改修工事後の建物についての耐震診断の判定値(建築士の記名があるものに限る。)の確認ができるもの

(3) 耐震改修工事費の見積書(耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。)

(4) 家屋(補充)課税台帳登録証明書(第2条第2号アに規定する耐震診断を受けた場合を除く。)

(5) 町税の納税証明書(未納がない証明書)

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する町税の納税証明書(未納がない証明書)は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書(第2号様式)をもってこれに代えることができる。

(計画変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容変更(廃止及び中止を含む。)又は補助事業者等の変更をしようとする場合は、東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に町長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 耐震改修工事の変更内容を表した図面
- (2) 耐震改修工事後の判定値 (建築士の記名があるものに限る。) の確認ができるもの
- (3) 変更後の耐震改修工事費の見積書 (耐震補強工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名があるものに限る。)
(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止若しくは、中止の承認を受けたときは、当該工事の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金実績報告書 (第 4 号様式) に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 耐震改修工事費等の領収書の写し (施工業者等の発行したのものに限る。)
- (3) 工事着手前、工事施工状況及び工事完了後の写真 (申請建物及び耐震改修工事の内容が確認できるもの。)
- (4) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき、適正に施行されたことを証する書面 (建築士の記名のあるものに限る。)
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第 9 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書 (第 5 号様式) により補助事業者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けた日から起算して 10 日以内に東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付請求書 (第 6 号様式) 町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付をするものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金の交付の申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係るものから適用し、同日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	東浦町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第 4 条に規定する工事に要する経費
耐震改修工事の補助対象額	次に掲げる額の合計額 (1) 耐震補強工事費（耐震改修に附帯する工事を含む。）及び改修設計費を合算した額とし、95 万円（申請に係る住宅の敷地が、東浦町が作成する立地適正化計画に定める居住誘導区域（防災重点エリアを除く。）に存する場合にあっては、115 万円）又は耐震補強工事費に 5 分の 4 を乗じて得た額のいずれか少ない方の額 (2) 耐震改修工事に係る設計が、耐震補強設計（一般財団法人日本建築防災協会の

	<p>木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行う設計をいう。)によるものである場合にあっては、20万円又は当該設計に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか少ない方の額</p> <p>(3) 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
補助金の交付金額	補助対象額から、(3)の額を差し引いた額